

医師の面接指導と 立入検査後の支援を含む 医療労務管理相談室の支援について



2025.1.21

医療労務管理アドバイザー
特定社会保険労務士 菅野忠幸

医師の面接指導と立入検査後の支援について

ある日、病院にこのような手紙が届きます。



医師の面接指導と立入検査後の支援について



手紙の内容はこのようなものです。

〇〇県では、病院、診療所及び助産所を対象に、医療法第25条第1項に基づく立入検査を実施しています。

医療法(昭和23年法律第205号)第25条第1項の規定に基づく立入検査により、医療機関が医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、病院を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的としています。

立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項目	概要	対象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることを見込まれる医師(面接指導対象医師)に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置(就業上の措置)を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師(特定対象医師)に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

医師の面接指導と立入検査後の支援について

おそらく皆さんはこのように思います。



- ① 予期しないタイミング: 調査が行われる理由について事前に把握しておらず、突然の通知に驚く。
- ② 手続きへの不慣れ: 労働法規や調査手続きに精通しておらず、対応方法が不安。
- ③ 書類の整備不足: 必要な雇用記録や契約書が最新の状態に整備されているか懸念がある。
- ④ スタッフの配置状況: 現在のスタッフ配置が法規制を満たしているか心配。
- ⑤ 過去の違反履歴: 過去の軽微な違反が、今回の調査でより深刻な問題として指摘される可能性。
- ⑥ 関係医療機関の遵守状況: 全ての関係医療機関が労働法を遵守しているか不確かであり、病院の評価に影響する可能性。
- ⑦ 労働関係の問題: 労働者との関係や満足度に関する問題が調査で明るみに出る懸念。
- ⑧ 経済的な罰則: 違反が発見された場合の罰金やその他の制裁に対する不安。
- ⑨ 業務の中断: 調査によって日常業務が中断されることへの懸念。
- ⑩ 病院のイメージ: 調査結果が公にされることで、病院の評判が損なわれることへの恐れ。

医師の面接指導と立入検査後の支援について

私たちはこの問題を解決できる窓口です。



令和6年度 大分労働局委託事業
大分県医療勤務環境改善支援センター
医療機関の皆様へ

相談講師派遣無料

勤務環境改善について お困りごとはありませんか？

まずは専門家に相談!!
医師の働き方改革に関するご相談はこちらへ!

36協定

育児・介護支援

就業規則の見直し

宿日直許可申請

働き方改革への対応

助成金

同一労働同一賃金

立入検査後の支援

ハラスメント対策

当相談室では医師・看護師等の離職防止・定着促進を図ることを目的に、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポートするため、**医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士）を無料で派遣し**、多様なニーズに対し、支援を行っています。

医療労務管理相談センターの活用事例 ↓↓↓

アドバイザー訪問支援

医療機関の具体的な課題や相談項目に、訪問してアドバイス実施

- ☑ 医師・看護師等の働き方改革に係る取組を支援してほしい（時間外労働の削減/宿日直許可申請等）
- ☑ 時間外労働の削減に取組みたい
- ☑ 人材確保、雇員の定着（離職防止）
- ☑ 給与制度の見直しなど

電話による相談

経営・労務管理などの電話による相談対応

- ☑ 36協定について教えてほしい
- ☑ 助成金等の活用について知りたい
- ☑ 宿日直許可申請について知りたい
- ☑ 勤務時間インターバルについて知りたいなど

お気軽にご相談ください！

派遣講師によるセミナー研修会

経営・労務管理に関する院内セミナー・研修会の講師を派遣

- ☑ 労働関係の法令に関する解説
- ☑ 仕事と子育ての両立支援
- ☑ メンタルヘルス対策
- ☑ 各種ハラスメント対策など

お気軽にご相談ください。 **大分医療労務管理相談室**

097-589-8591
oita@task-iryo.com

097-589-8592
(平日9:00~17:00 *土日祝日を除く)

受託機関 株式会社タスクールPlus 〒870-0028 大分市新町8-14 持永ビル202

医師の面接指導と立入検査後の支援について

問題は今現在やっていないといけないもの

1. 確認事項
 時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。

2. 確認方法
 (1) 面接指導対象医師をリストアップ
 医療機関は、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間が100時間以上となった医師の一覧」(*)を提示。確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。

(2) 面接指導の実施を確認
 医療機関は「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」(*)を提示。必要な事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。
 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。

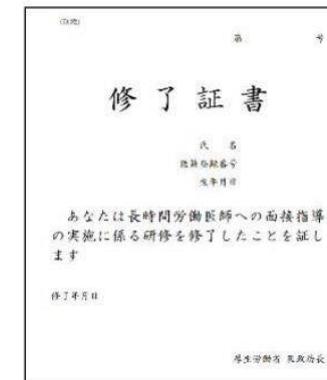
② 面接指導の実施を確認

面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。

面接指導実施医師が、医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了しているか、「修了証書」(*)を提示。

当該医療機関の管理者ではないことに留意。

※立入検査を実施する機関より提示を求められます。



今現在、整備していなくてはならないもの

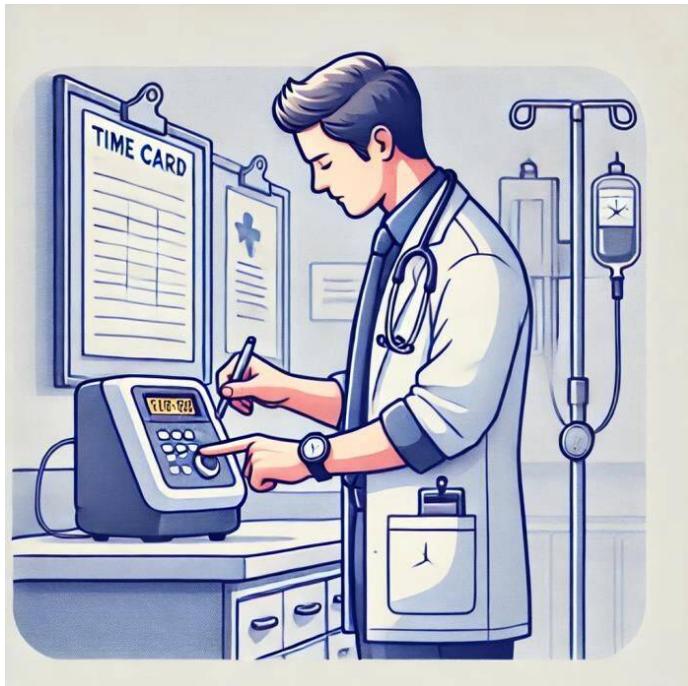
帳簿の名称	記載項目	保存期間・起算日	様式
労働者名簿 (第107条)	①労働者氏名、②生年月日、③履歴、④性別、⑤住所、⑦従事する業務の種類、⑧雇入年月日、⑨退職や死亡年月日、その理由や原因	3年 労働者の死亡・退職・解雇の日	様式第19号(記載内容に漏れない場合は、様式第19号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
賃金台帳 (第108条)	①労働者氏名、②性別、③賃金の計算期間、④労働日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働時間数、⑦深夜労働時間数、⑧休日労働時間数、⑨基本給や手当等の種類と額、⑩控除項目と額	3年 労働者の最後の賃金について記入した日	様式第20号(常用)、21号(日雇) (記載内容に漏れない場合は、様式第20号・21号以外でも可)※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます。
出勤簿等 (第108条関係)	①出勤簿やタイムレコーダー等の記録、②使用者が自ら始業・終業時刻を記録した書類、③残業命令書及びその報告書、④労働者が記録した労働時間報告書等	3年 労働者の最後の出勤日	任意 ※厚生労働省のHP等からもダウンロード出来ます

労働条件通知書、36協定、就業規則等

医師の面接指導と立入検査後の支援について

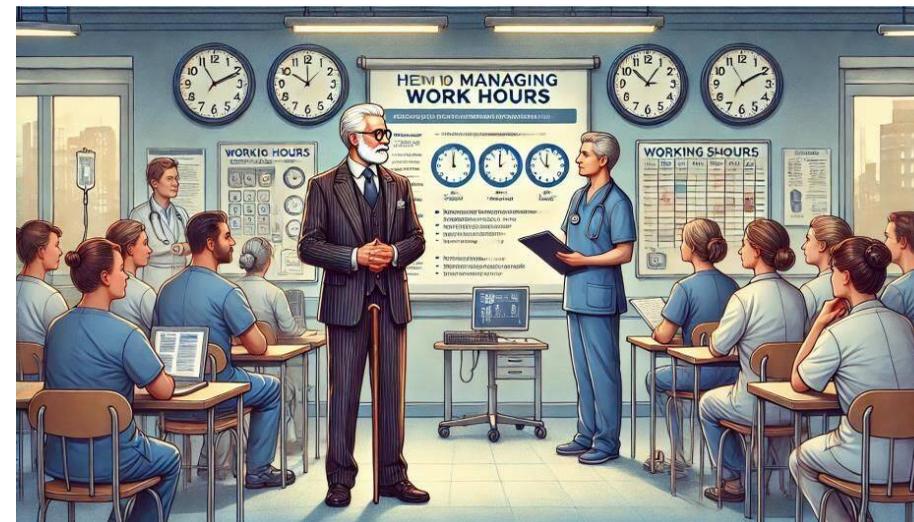
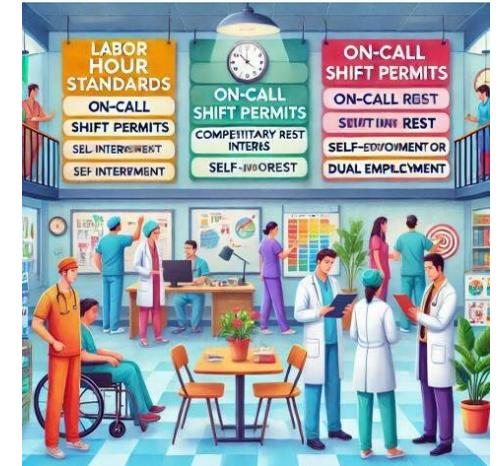
その目途は残業100時間

そのためには労働時間の管理が必要



時間管理のために必要な知識

- 労働時間の水準指定
- 宿日直許可
- インターバル
- 代償休息
- 自己研鑽
- 副業兼業、等



上記の内容の研修も用意しています。
アドバイザーが無償で研修いたします。

医師の面接指導と立入検査後の支援について

可能であれば手紙が来る前に
医療労務管理相談室の診断を受けてください。



その時のお願い



セールスマンと間違えられて、お話しできないことがあります。

医療労務管理相談室の名称をご記憶ください。

電話でも、セールスマンと間違えられて、お話しできないことがあります。

医療労務管理相談室の名称をご記憶ください。

